

愛知県立安城高等学校いじめ・不登校対策基本方針

(平成 26 年 3 月策定)

(令和 3 年 7 月改訂)

Ⅰ いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。例え、けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識する必要がある。

3 不登校の定義

文部科学省の調査では、「不登校生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間 30 日以上欠席のあった者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」である。

また、上記の定義によると、年間 30 日以下の欠席であっても、欠席理由が病欠以外の場合は、欠席日数の多少に関わらず「不登校傾向」のある生徒として、何らかの対応が必要である生徒として扱う。

4 いじめ・不登校対策組織について

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

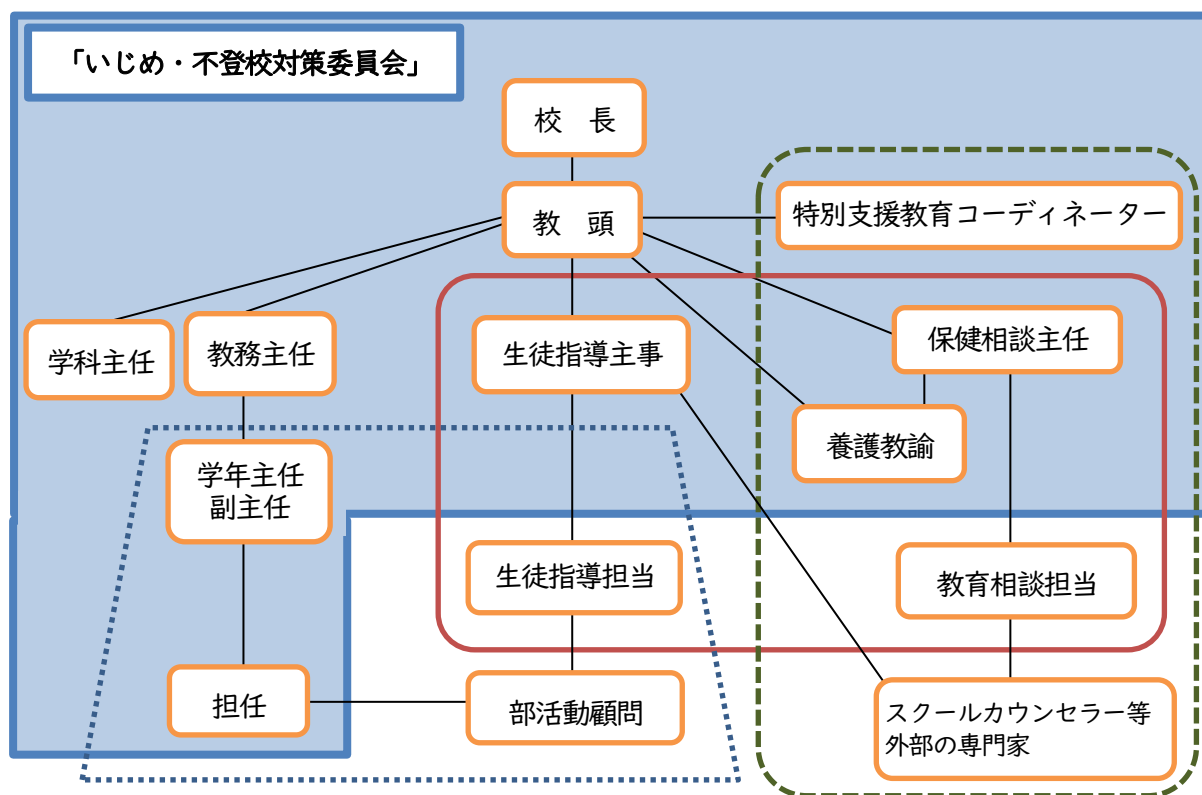
校長、教頭、保健相談主任、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学科主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター

(必要に応じ、該当 HR 担任、該当部活動顧問、スクールカウンセラー等)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

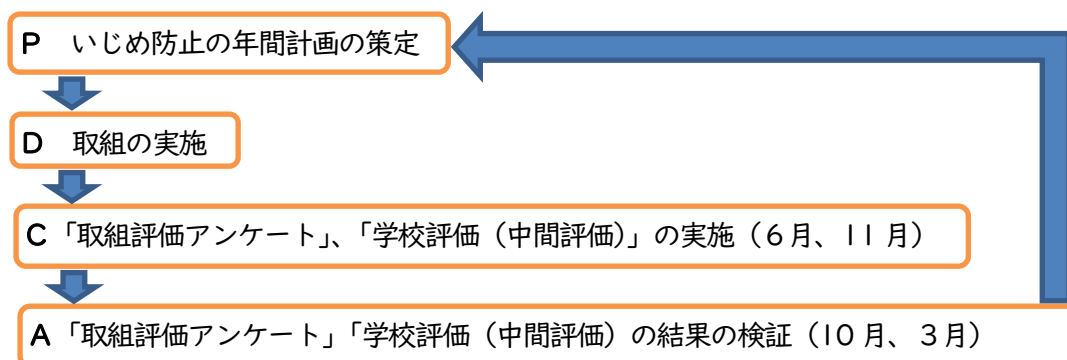
【組織図】



※ 、 、 は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



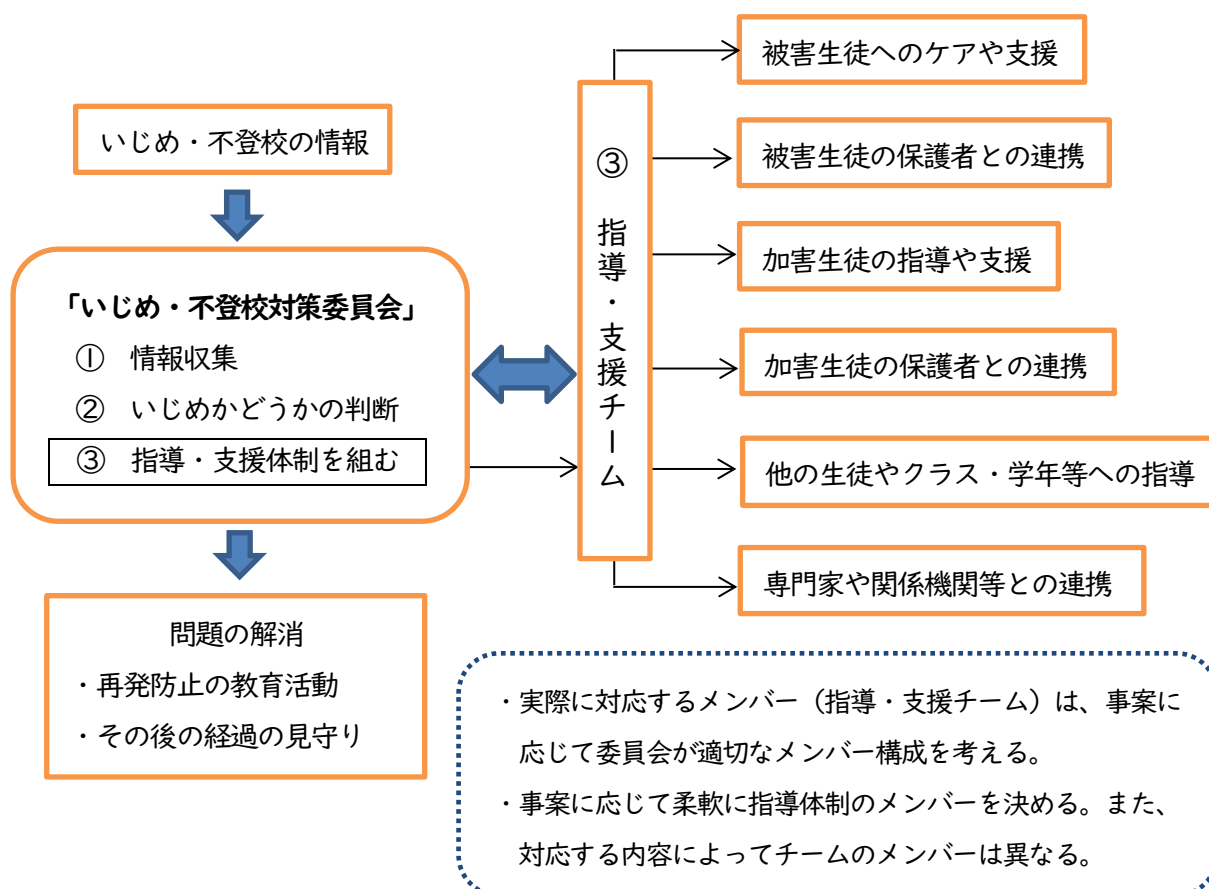
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ・不登校対策基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ・不登校対策基本方針」及び学校評価における「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめ・不登校に対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

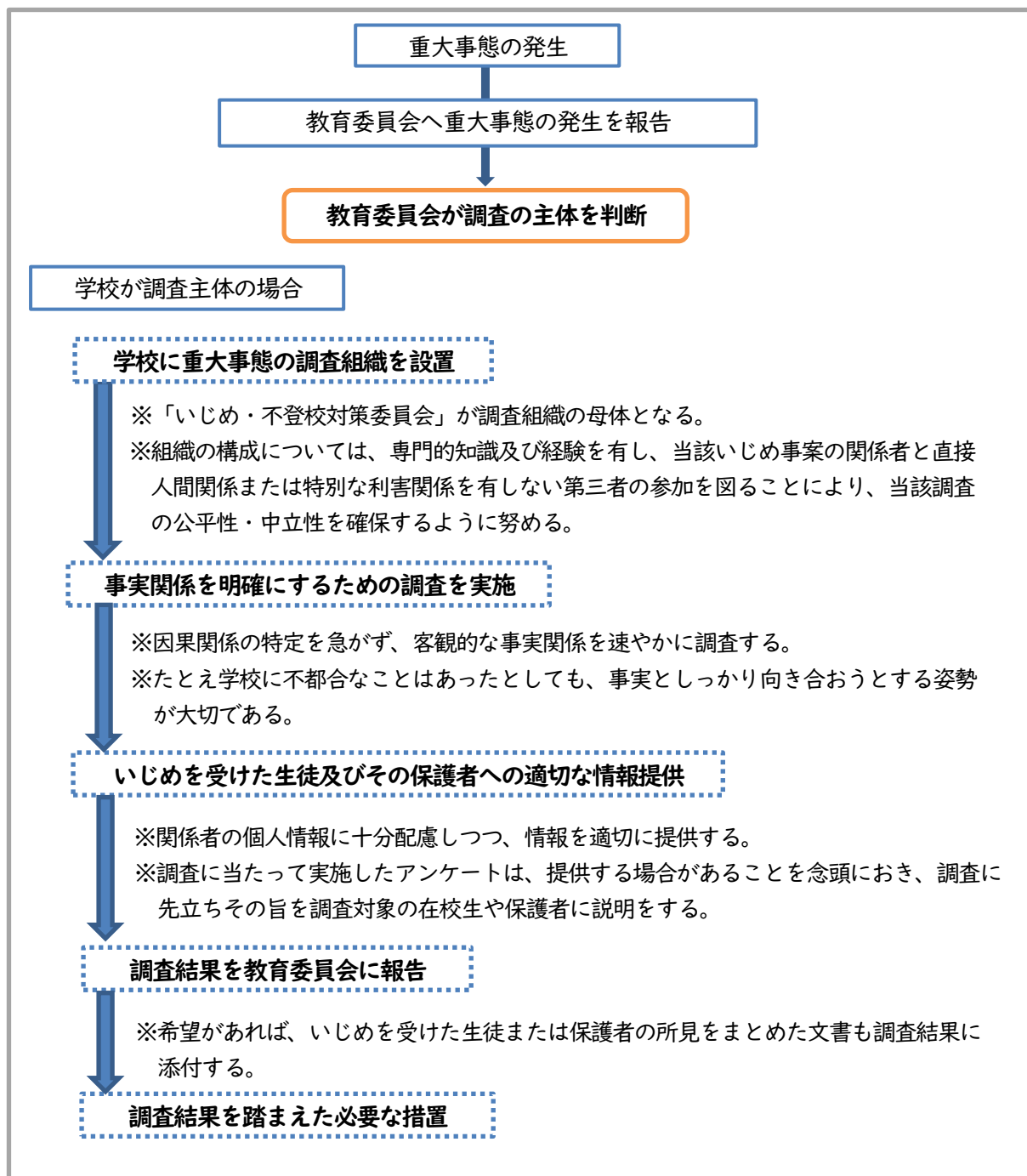
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図」（p.4）に基づいて対応する。

学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



5 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 「心のアンケート」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。(定時制は「生活アンケート」を年5回実施)

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

<年間計画> ※令和4年度版

全日制

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康観察（毎日）【全学年】 ○SCの生徒・保護者への周知 ○面談【全学年】 ○クレペリン検査【1年】 ○新入生オリエンテーション ○遠足【3年】 ○スマホケータイ教室【1年】	○「心のアンケート」の実施【全学年】 ○身体計測 ○内科検診	○「いじめ・不登校対策基本方針」の周知と確認	○「いじめ・不登校対策基本方針」の学校HPへの掲載
5月			○いじめ・不登校対策委員会 ○現職研修「配慮の必要な生徒への支援」	○PTA総会 後学年・担任との保護者懇談
6月	○文化祭【全学年】 ○体育大会【全学年】		○いじめ・不登校対策委員会	
7月				○保護者会 ○学校保健委員会
8月	○就業体験【生活文化科2・3年】			
9月	○面談【全学年】	○「心のアンケート」の実施【全学年】	○いじめ・不登校対策委員会	○学校評議員への学校行事・授業の公開
10月	○球技大会【全学年】		○中間評価→検証	○公開授業
11月	○遠足【1年】 ○修学旅行【2年】		○いじめ・不登校対策委員会	
12月	○人権講話【全学年】			○保護者会
1月	○面談【全学年】	○「心のアンケート」の実施【全学年】		
2月			○いじめ・不登校対策委員会 ○学校評価における「自己評価」	
3月			○学校関係者評価委員会の開催と「自己評価」結果の検証 ○「いじめ・不登校対策基本方針」の見直し	